

○総務省令第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月八日

総務大臣 鳩山 邦夫

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表三の二の項を次のように改める。

三の二 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	四〇	三〇
---------------------------	----	----

第二十四条に次の一項を加える。

22 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
九kHzを超え一GHz以下	二ナノワット以下
一GHzを超え四GHz以下	二〇ナノワット以下

第四十条の十第二項第一号中「印字」の下に「又は映像面への表示」を加える。

第四十五条の三の四の見出しを「(船舶自動識別装置等)」に改め、同条第一項中「F-D電波を使用する時分割多元接続方式による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備」を「船舶局に備える船舶自動識別装置」に改め、同項第一号カ中「固有の情報をいう」の下に「。以下同じ」を、「更新されるものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第二項中「F-D電波を使用する時分割多元接続方式による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う海岸局であつて、無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備」を「海岸局に備える船舶自動識別装置」に改め、同条に次の一項を加える。

3 簡易型船舶自動識別装置は、第一項第一号(ハ、チからヌまで及びワからヨまでを除く。)の規定によるほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 一般的条件

イ 一六一・五MHzから一六二・〇二五MHzまでの二五kHz間隔の二二波の周波数において動作するための周波数選択機能及び海岸局からの制御による周波数切替機能を有すること。

ロ デジタル選択呼出装置による海岸局からの制御により周波数を切り替えることができる機能を有すること。

ハ 船舶の静的情報及び動的情報を送信することができること。

ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンス（電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を備え付けていること。

二 送信装置の条件

区別	条件
変調方式	GMSKであること。
伝送速度	毎秒九、六〇〇ビット（許容偏差は百万分の五

三 受信装置の条件

区別	条件
感度	<p>(一) 一〇七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の希望波信号を加えた場合のパケット誤り率は、二〇パーセント以下であること。</p>
送信電力の立下り時間	<p>送信終了後、送信電力が五〇デシベル以下となるまでの時間は、〇・三一三ミリ秒以内であること。</p>
送信電力の立上り時間	<p>送信開始後、送信電力が安定状態の八〇パーセントに達するまでの時間は、〇・五二一ミリ秒以内であること。</p>
変調指数	<p>〇・五以内であること。</p>
	<p>十とする。）であること。</p>

	と。
高レベル入力時の誤り特性	<p>(一) 七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の希望波信号を加えた場合の packets 誤り率は、一〇パーセント以下であり、(一七七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の希望波信号を加えた場合の packets 誤り率は、二パーセント以下であること。</p>
隣接チャネル妨害除去比	<p>(一) 一〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の希望波信号と四〇〇ヘルツ(周波数偏移は(±)三kHzとする。)で変調された(一)三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)の隣接チャネルの周波数である妨害波を同時に加えた場合の packets 誤り率は</p>

<p>スプリアス・レスポンス</p>	<p>、二〇パーセント以下であること。</p> <p>(二) 一〇一デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の希望波信号と四〇〇ヘルツ（周波数偏差は（±）三kHzとする。）で変調された（一）三ーデシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の特定の周波数の妨害波を同時に加えた場合の packets 誤り率は、二〇パーセント以下であること。</p>
--------------------	---

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第四十九条の八第一号へ中「（混信を防止するための装置をいう。以下同じ。）」を削る。

別表第一号の表注46を次のように改める。

46 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、

この表に規定する値にかかわらず、500Hzとする。

別表第二号第一の表^B1^Dの項中「船舶自動識別装置（チャンネル間隔が25kHzのものに限る。）」を「船舶自動識別装置（チャンネル間隔が25kHzのものに限る。）及び簡易型船舶自動識別装置」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。